新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策(令和3年度第5次)について

令和3年度第5次緊急対策の概要

新型コロナウイルスの感染により自宅療養されている町民、また、長引く感染症の 影響により生活に困っている町民に対する新たな支援策を講じるとともに、経営状況 が悪化している町内事業者が行動制限緩和後に観光客の受入れ等ができるよう、町独 自の支援制度を創設するなど、現下の状況を踏まえた緊急対策を実施します。

令和3年度 第5次緊急対策 4項目 1億8,383万円

【町民への支援策】

① 新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援事業 40 万円【保険健康課】

新型コロナウイルス感染症の検査結果が陽性となり、自宅療養をされている町内 在住の方で家族などからの支援を受けることが困難な方に対し生活支援を行う。

(支援内容)

- ・食料品、衛生用品等の支給(食料品は、県の配食サービス開始まで町が支給)
- ・パルスオキシメーター及び二酸化炭素濃度測定器の貸与
- ・ごみの戸別収集(燃せるごみ週1回)

(開始日)

令和3年10月1日(9月30日に県との自宅療養者に係る連携事業に関する覚書締結)

② 新型コロナウイルス感染症対策生活支援事業

362 万円【福祉課】

新型コロナウイルス感染症により生活に影響を受けている方に対し、食品・生活 用品などを配布することで、町民の生活を支援する。

この際、生活相談も受け付け、必要な支援につなげていきます。

(実施方法)

町社会福祉協議会や地域ボランティアなどと協力して実施予定

【事業者への支援策】

③ 中小企業等受入環境対策支援交付金

1億8.000万円【観光課】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経営状況が悪化している中小企業等 が行動制限緩和後に観光客の受入れ等ができるよう、町独自の交付金制度を創設する。

(制度概要)

交付対象者:町内の中小企業者・小規模事業者、個人事業主のうち、新型コロナウイルス 感染症の影響により売上が対前年同月比又は対前々年同月比20%以上減少 している店舗又は事業所を有する者で、今後も当該事業を町内で継続する意 向のある者

交付金額:20万円/1事業所あたり(町内にある事業所等に限る)

交付申請期間:令和3年10月4日(月)から11月8日(月)

期待する交付金の使途:1) 行動制限緩和対策 近い将来の行動制限緩和への対策に要する諸経費

2) 安全安心 施設の消毒・清掃費用、衛生対策に必要な備品・消耗品の調達経費

3) 危機乗越 売上向上、消費喚起の実施に必要な経費

4) 事業継続 従業員研修、多言語化、販路開拓、生産性向上等に必要な費用

5) 運転資金 直ちに支払う必要のある買掛金、家賃等の固定費に充てるための経費

想定交付件数:900件

※これまでの支援策との主な相違点

	中小企業等	中小企業等	観光事業者等
	受入環境対策支援交付金	事業継続支援交付金	緊急支援補助金
	(今回)	(令和3年2月)	(令和2年4~5月)
交付金の支給単位	1事業所	1事業所	1事業者
支給金額	20 万円/1 事業所あたり	20万円/1事業所あたり	30 万円/1事業者あたり
町内売上比率	要件なし	要件なし	町内売上が 50%以上
期待する交付金	5種類	4種類	4種類
の使途	上記2)~4)に加え	〔上記2)~4)〕	〔上記2)~4)〕
	1) 行動制限緩和対策を追加		

④ 町内経済活性化事業(財源内訳更正)

【観光課】

新型コロナウイルス感染症の影響により低迷する町内経済を活性化し、落ち込んでいる町内消費の早期回復を目指すことを目的に「箱いこクーポン 2021」の発行を予定しているが、長引く感染症の影響を踏まえ、プレミアム率を約 18% (25%から約 43%) 引き上げるもの。